

岩手県告示第824号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 久慈市宇部町第3地割120の11・120の25から120の27まで・120の29・120の30・120の32・120の66・小久慈町第55地割87の15（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。